

令和7年度LINE相談事業「ひとりで悩まないで@長野」業務委託候補者選定審査要領

1 目的

この要領は、LINE相談事業「ひとりで悩まないで@長野」業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて応募のあった企画提案書を審査し、同業務の委託候補者を選定するために必要な事項を定める。

2 選定委員会の設置

上記1の委託候補者を選定するため、「ひとりで悩まないで@長野」業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

3 選定委員会の構成

- （1）選定委員会は、別紙1の委員をもって構成する。
- （2）選定委員会の委員長は、長野県教育委員会事務局心の支援課長とする。また、副委員長は心の支援課企画幹兼課長補佐兼人権支援係長とする。
- （3）副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- （4）選定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- （5）選定委員会は、委員の過半数が出席しなければならない。

4 審査事項

選定委員会は、実施要領に基づき提出された企画提案書の内容を、令和7年度LINE相談事業「ひとりで悩まないで@長野」業務委託選定基準により、10項目の審査項目で審査する。

5 選定方法

上記4の審査により、企画提案の配点の合計点について最高点をとった者と選定する。なお、同点の評価になった場合は、選定委員長が判断する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

「ひとりで悩まないで@長野」業務委託
選定委員会名簿

職 名	役 職
長野県教育委員会事務局心の支援課参事兼課長	委員長
長野県教育委員会事務局心の支援課企画幹兼課長補佐兼人権支援係長	副委員長
長野県教育委員会事務局心の支援課教育主幹兼生徒指導係長	
長野県教育委員会事務局心の支援課人権支援係主任指導主事	
保健・疾病対策課企画幹（自殺対策推進担当）	
こども・家庭課児童相談・養育支援室企画幹兼課長補佐	

※過半数以上の出席で委員会成立